

〈資料〉

国際人権規約批准記念 大阪府民集会開かれる

(一九七九年六月一日)

国際人権規約批准促進大阪府民会議事務局

開会あいさつ

大阪府人権擁護委員連合会会長

藤原 恵

本日の集會に御参集の皆さん。ただ今より国際人権規約批准記念大阪府民集會を開會します。

私は、大阪府人権擁護委員連合会の会長をしております藤原と申します。この意義ある集會を開會するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、ご承知の通り、私たちの宿願でありました国際人権規約

の批准がようやく実現することができました。一定の不十分さを残したとは言え、まずこの事実を皆様と共に喜びたいと思います。

しかし、今日の批准に至るまでの経過を考えます時、決して楽観することは許されなと思います。国際人権規約が国連で採択されたのが一九六六年であり、日本が批准するまでに十三年の歳月が費されたこととなります。

日本が、人権問題について極めて遅れた国であることは、今日世界の常識になりつつあります。政府は、そのため国際的な孤立をまねいていることを、真剣に反省しなければならぬと考えます。本日の集會に御参集の皆さん。又、来賓の皆さん。ここには、日本の人権問題を解決することを願う各界各層の方々がお集まりで

す。本年は、世界人権宣言から数えて三一年目の年にあたります。今日を出発点として、国際人権規約を絵に書いた餅に終わらせることなく、すべての留保条項の撤回と具体化のために努力していくことをお誓い申し上げ、開會のあいさつにかえさせていただきます。

代表あいさつ

国際人権規約批准促進大阪府民会議代表

(元日本弁護士連合会会長)

和島 岩 吉

わたしたちの念願でありました国際人権規約がいに批准されました。

去る五月八日には衆議院を、六月七日には参議院を、同規約の批准案件が全会派一致で通過したのであります。これは平和と人権の擁護を希求してきた内外世論の勝利であると思えます。

なにはともあれ、ようやくにして国際人権規約の批准されましたことを皆様とともに喜びたいと思えます。

国際人権規約批准促進大阪府民会議は、今から二年前の一九七七年三月二三日に、人権規約発効一周年を記念して、各界各層の方々の参加をえて結成されました。それ以降、学習会、シンポジウム、講演会をつみ重ねる一方、大阪府・市等への議会決議を要請し、ほとんどの議会で決議をしていただいたのであります。また、

広く府民に署名を要請して、鳩山前外務大臣、園田外務大臣等に数次にわたる要請行動をくりひろげて参りました。とくに一昨年末には国連の前人権部長のマルク・シュライバー氏を招へいし、一大講演会を開催し、大きく世論の喚起に努めたのであります。わたしたちのこうしたとりくみと、従来からの日本弁護士連合会、アムネスティー日本支部、国際法学者等の地道なとりくみ、さらには、昨年の三月二三日に結成された国際人権規約批准促進長野県民会議等の努力があいまって、今日の批准が達成されたのであります。

わたくしは、今回の人権規約の批准ということはわが国における人権尊重の歴史を考えると、戦後の新憲法の制定にまさりこそすれおとらない、歴史的なできごとだと思えます。

まさに、人権規約の批准によってわが国における人権擁護の新しい歴史が開始されるわけでありませぬ。しかし、この新しい方向は自動的に実現されるものではありません。わたしたちの周りには、まだまだ人権規約の内容を知らない人が卒直にいて数多くいます。また、国際人権規約は国内法や制度の改正、整備を伴って始めて実施されていくわけでありませぬ。

さらには今回の批准には「公休日の報酬」「スト権の原則的附与」「中等・高等教育の漸進的無償化」等の三条項が留保されておりませぬ、個人でも直接国連に訴えることができるとした「選択議定書」が今回の批准では除外されているのであります。

これらの条項の除外は最近各方面で心配をされています。反動化の動きと結びついています。こうして見てみますと、国際人権規

約の批准によって、わたくしたちの任務は終わったのではなく、まさに、批准を出発点として、あたらしく、宣伝、普及、国内での具体化、残された条項の批准を求めていく必要があると思うわけでありませう。

本日の集會が人権規約の批准を記念するとともに、今後の方向を明らかにするための集會となりますよう皆様にお願ひ致しまして代表のあいさつと致します。

なお、最後になりましたが、大阪府民會議の結成とその後活動に大きな役割を果してこられました田万清臣先生が、去る五月二二日、おなくなりになりましたことに對し心より哀悼の意を表しますとともに、先生が常日頃よりおっしゃって下さいました「人権は人々がそれを自覚し、主張し、努力することによってのみ守られ、拡大されていく」という精神をしっかりと受けついで、努力を重ねて参りたいと存じます。

一九七九年六月十四日

基調提案

国際人権規約批准促進大阪府民會議幹事長

村越末男

(1)

国際人権規約の批准案件が、ついに国会を通過した。「人権規

約が必要にたつた一九七六年に発効した。

こうした歴史の経過が示しているように、国際人権規約が制定された目的は安定した平和の確保にある。

(3)

この「規約」には、自由と平等を求めてきた、人類の永年にわたる努力が集大成されている。この「規約」は百二十をこす国が、十数年もの年月をかけて論議をし、まとめたものであるから、世界に通用する「人権に関する最も普遍的な共通のものさし」であるということが出来る。

この規約の保障する範囲は広く、「内外人平等」の原則が明記されており、わが国の憲法の権利保障の範囲をこえている。

この規約の根本精神は、平和擁護と差別撤廃、生活の不断の向上と、民主的諸権利の擁護とを四位一体のものとしてとらえ、これを全体とし擁護発展させる立場を明確にしている。

さらに、この規約では、国際的な連帯の中で、各国の国内における個人の人権をも守っていくという立場を明確にしており、総じていうならば人権保障に関わる「世界の憲法」とでもよぶべき画期的な条約なのである。

(4)

この規約は、わが国における最大の社会問題である部落解放のための強力な武器となる。「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(A規約)の中には「働く権利」(六条)「公正な労働条件」(七条)「社会保障を受ける権利」(九条)「児童と母性の保護」(一〇条)「教育を受ける権利」(一二条)等が定めら

約」が国連で採択されて十三年、同規約が発効して三年。ようやくにしてわが国が、六〇番目の批准国となった。

こうして、平和と人権擁護を願ってきた多くの人々の永年にわたる努力が、ついに実現することとなった。

有事立法の導入の動きに象徴される、反動化の強まりの中で、「人権規約」の批准が達成されたことの意義はきわめて大きい。

この「規約」を武器に、各方面において、たたくが活発に展開されるならば、わが国における民主主義の水準は、大きく前進するものとなるであろうし、平和憲法の擁護が前進するであろう。

(2)

この「人権規約」がつくられた歴史的な背景には、第二次大戦にたいする痛烈な反省がある。

周知のように、この戦争では、数千万名もの人命が奪われ、ナチス・ヒトラーや、わが国の軍隊によって、惨虐な行為が大規模にくりひろげられた。

こうした事態の深刻な反省がなされる中で、人権の国際的な擁護こそが、平和の基礎であることが強く認識され、一九四八年に、世界人権宣言が採択されたのであった。

ところが、第二次大戦の反省が薄れるにつれて、世界の各地において、戦火が再び交えられることとなってきた。

そこで、世界人権宣言に、法的拘束力を持たせる必要性が各方面から強調され、一九六六年に、国際人権規約が採択され、批准

されているが、これらの条項はいずれも、部落解放にとって、大きく役立つものである。

とくに第六条の「働く権利」においては、あらゆる人に働く権利を認めるとともに、失業者に対しても、完全かつ生産的な仕事の保障を定めている。さらに、一三条の「教育を受ける権利」においては、基本的人権と平和の擁護、国際協調の精神を教育の根底に定めることを定めた上で、義務教育はもちろん、職業教育や高等教育についても漸進的な無償化を定めている。

これらの条項は被差別部落の出身者をはじめ多くの被差別層の地位向上に役立つ。

(5)

「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(B規約)の中にも役立つ条項が含まれている。

「不当逮捕の防止」(第九条)「監獄における人道的待遇」(第一〇条)「公正な裁判」(第一四條)等に関する条項は、狭山再審闘争や一連のえん罪に対する闘いの前進に役立つ。「プライバシーの法的保護」(第一七條)は、「部落地名総鑑」の統出に象徴される、人権を無視した興信所・探偵社にたいする登録認可制の実施に貢献する。

さらに「A」「B」両規約の二条に、社会的出身をもふくめて「一切の差別なく、人権規約に保障されている権利の保障」を定めている条項は、現行の環境改善中心にとどまっている「同和対策事業特別措置法」を「同和对策基本法」へ強化改正させる根拠となるものである。

(6) 「人権規約」は、ひとり部落解放に役立つだけのものではない。在日韓国・朝鮮人に対する差別、婦人に対する差別、アイヌ人に対する差別等、一切の差別撤廃に役立つ条項を数多く含んでいる。

さらに、「働く権利」「公正な労働条件」「労働三権」等に関する条項は、「勤労者の地位を高め権利を擁護する」ためにも役立つものである。

司法に関する詳しい諸規定は、今日進行している司法反動に、大きく歯止めをかけるものとなっているし、「戦争と差別煽動を禁止」している条項(第二〇条)は、現在その兆候を強めてきているファシズムの芽をつみとり、大きな打撃を与えるものとなる。

総じていうならば「人権規約」は、反差別と平和擁護に大きく役立つものである。

(7) 以上紹介したように、実に多くの意義を、この「人権規約」の批准が持っているわけであるがこの「規約」が批准されたことによって闘いが終わったのではない。闘いは、今から始まるのである。

卒直にいう「人権規約」の内容を知らない人は多い。今後の課題としてまず必要なのは、「人権規約」を徹底的に、普及、宣伝することである。そのためには、学校教育や社会教育において、「人権規約」の内容をしっかり教育することにも、公的機関

残された課題についても完全批准を要求していく組織づくりが決定的に重要だという点である。

今回の批准にこぎつけた経過をふりかえるとき、大阪や長野県において、部落解放同盟はもとより、総評や同盟、人権擁護委員会や国際婦人年の連絡会、弁護士や学者等、実に広汎な諸団体、諸個人を網羅した共同組織が結成され、これが批准にむけての大きな推進力となってきたということの意義は極めて大きい。

今後の課題を実現していくためには、このような組織をさらに発展させ「国際人権規約即時具体化・完全批准要求〇〇県民会議」といった組織を全国都々浦々でつくりあげることが必要である。こうした人権擁護の草の根運動が各地でつくられた時に、「人権規約」が守られ、実現されていくのである。

(8)

ともあれ、「人権規約」の批准によって、わが国における人権の擁護は、新しい歴史的段階に突入した。国際人権規約の批准を機に、各地域、職場、学園で、一人一人が、改めて人権についての自己の考えを点検し、新しい水準にたつて、自からのまわりにある、様々な人権無視の状況を変革していく。

やマスコミ関係機関が大々的なキャンペーンを実施することを要求していく必要がある。

つきにこの規約を武器に、諸条項の国内での具体化のために闘うことが必要である。この規約は、自動的に、権利を保障してくれるのではない。やはり、これを知り、これを武器に、多くの人々が粘り強く闘いにたち上がるべきにのみ、その権利は保障されてくるのである。とくに「A規約」に関しては、この規約自体が漸進的実施となっている点を考慮するならば、到達目標の設定と年次計画の明確化を要求する闘いが必要である。

(8)

さらに、今後の課題としては、今回批准されなかった「公休日の報酬」「スト権の原則的付与」「中等・高等教育の漸進的無償化」の三条項の留保撤回と、消防職員を警察職員とみなし、団結権すら与えないという解釈宣言の撤回を迫っていくことが必要である。

また、国内で手順さえ尽せば、個人であっても、直接、国連に訴えられる権利を定めた「選択議定書」の批准もあわせて要求していくことが必要である。

なお、これらの残された課題については、全会派一致で、前向きな方向を明記した「要望決議」なり「確認事項」がかくとくされているが、これを武器に闘っていくことが必要である。

(9)

今後の課題として最後に指摘しておかなければならない点は、「人権規約」の普及・宣伝を活発に展開し、その即時具体化と、

来賓あいさつ

国際人権規約批准の歴史的経緯踏まえ、新たな出発を！

外務大臣官房審議官

(前外務省国連局長)

大川 美雄

只今、御紹介いただきました外務省の大川でございます。本日の国際人権規約批准記念大阪府民集会に参列させていただきますために、外務省を代表いたしましたして、先程東京から来りました次第でございます。

関係各界諸団体、特に大阪における皆様様の絶大なる御支援助と、御協力のおかげをもちまして、今回ようやく国際人権規約を批准する運びとなりました。この事は、私ども、国際条約を担当しております所管官庁といたしましても、まことに御同慶の至りでございます。

先程、和島先生がおっしゃいましたように、若手の事項について、留保条項もございます。いわば、今回の批准が最終目標ではなくて、一種の出発点であると把握すべきではないかと思っております。とにかく留保条件付きではございますが、批准によりやくこぎつきましたということは、やはり、大きな一歩前進ではないか

と私どもは考えている次第でございます。

今までの国際人権規約についての詳しい経緯は、このパンフレットに数ページにわたって述べられておられるようでございますけれども、私どもから見まして、一番基本的な過去の経緯を御参考までにちょっと申し上げさせていただきますと思います。

世界人権宣言が国連総会で採択されたのは一九四八年でございます。昨年が人権宣言の採択の三十周年に当たったわけでございますが、その一九四八年から十五、六年の歳月を過ぎまして、国連における人権規約の起草作業が続けられました結果、一九六六年、秋の第二十一回国連総会におきまして、両規約が採択されることになりました。

で、その年の十二月十九日に各国の署名のために開放されたわけでございます。それから十三年の歳月がたち、日本の批准が今日までかなり時間がかかったことは否めません。いろいろの経過はございましたけれども、昨年の五月の三十日、園田外務大臣がニューヨークにおきます国連の軍縮特別総会に出席されました機会に、日本の外務大臣として国際人権両規約の署名をされたわけでございます。

それから約十日を経ました同じく昨年の六月九日、「国際人権規約批准について承認を求むるの件」という案件が昨年の通常国会に提出されたわけでございます。ただし、その時は残念ながら、通常国会があつた一週間が終わるといふ時期でございましたので、昨年の通常国会においては、ほとんど審議をしていただく時間的な余裕はなかつた次第でございます。

その後、臨時国会、それから今回の通常国会へと引き続き継続審議として審議されてきました。今年に入りましてからは、衆議院におきまして、外務委員会が七回の審議、それから一回の公聴会を行ないました上で、五月八日に衆議院の外務委員会、それから衆議院の本会議で承認されました。

それからすぐに、参議院の方に回付されました、参議院の外務委員会におきましても、五回の審議、それから一回の公聴会、というふうな経過を過ぎまして、参議院の外務委員会が六月五日に、これを承認、翌六日に参議院の本会議が承認することとなりました。

今朝東京を出てまいります前に、局の方に確認してみましたけれども、今のところ外務省といたしましては、できれば、六月の終わり頃までに、ニューヨークの国連事務総長のもとに日本の批准書を寄託することを目標として準備をしているようでございます。

規約の規定によりますと、批准書を寄託してから、三ヶ月目に、その国にとって発効すると定められております。従いまして、もし今月末に日本政府が人権両規約の批准書を、国連の事務総長のもとに寄託いたしますれば、それから三ヶ月後、すくなくとも今年の秋には日本も両規約の正式の加盟国になると、いうことでございます。長い長い過去の経緯をふり返って考えてみますと、まことにまことに、御同慶の至りでございます。

外務省といたしましては、皆様の御支援と御協力をいただきまして、鳩山前外務大臣、園田現外務大臣以下、一生懸命やっております。

いりました。多少遅れはいたしましたけれども、今回、批准の運びとなりましたことは、私どもとしても、まことにうれしい限りでございます。本日にいろいろありがとうございました。簡単でございますが、御挨拶にかえさせていただきます。

「人権規約」の理念の更なる浸透と運動 の着実な発展を願って

大阪府知事

岸 昌

大阪府知事の岸昌でございます。

多年の念願でありました国際人権規約の批准が、このたび実現し、本日ここに「国際人権規約批准記念大阪府民集会」がこのように盛大に催されますことは誠に感慨ひとしおでございます。心からお祝いを申し上げますとともに、皆様と共にこの喜びを分かちあいたいと存じます。

この人権規約は、人権の保障と、国際平和の確立に画期的な意義を有するものであり、全国に先がけて、この大阪の地から、その批准促進の運動を府民各界、各層に呼びかけられ、今日まで渾身の力を注いでこられました「国際人権規約批准促進大阪府民会議」の皆様に対しまして、深甚なる敬意を表するものでございます。

世界各国の人々の人権を国際的に保障しようとするこの規約

は、人類が初めて到達した善意と英知の結晶といわれ、人権の尊重を基本理念のひとつとする我が国憲法の精神からしても、その批准が十分に望まれてきたところであります。

大阪府といたしましては、こうした人権規約の意義を十分に認識し、これまでに府議会ともども国に対しまして、早期批准を強く要望する一方、府民に対する啓発に種々努めてまいりましたこととでございます。

さて、今日私達の周囲はいまだ人権にかかわる課題が山積しており、最近でも、いわゆる「部落地名総鑑事件」が続発するなど、人権の尊重とは相容れない差別・偏見がいまなお存在しておりますことは、誠に遺憾に思っております。

このたびの人権規約批准は、国際的な視野に立って国民の人権思想の高揚を図り、ひいては、広く人権問題の解決を図る上から、極めて意義深いことであると存じます。

本日の府民集會を契機として、人権規約に対する府民の理解が一段と深められ、今後、人権規約の理念を社会へ浸透定着させる歩みが、一層着実なものとなるよう念願する次第でございます。

終りに臨み、この府民集會が実り多い成果を収められることを期待いたしますとともにこの有意義な企画を推進されました「国際人権規約批准促進大阪府民会議」の皆様には深く敬意を表し、今後ますますのご発展と関係各位のご健勝をお祈りしまして、ごあいさついたします。

昭和五十四年六月十四日

更なる人権意識の高揚をめざして

大阪市長 大島 靖

(代読 近藤和夫大阪市民助役)

本日ここに国際人権規約批准記念大阪府民集會が開催されるにあたり一言ご挨拶申し上げます。

すでにご承知のとおり永年の念願でありました国際人権規約の批准も一部留保つきではありますが、ようやく実現の運びとなり、人権尊重の国際的な流れに沿って世界の仲間入りができることに對し、心からよこびあいたいと思存します。

この際には、国際人権規約批准促進大阪府民集會ならびに關係各位の大きなご努力を忘れることはできないと思つております。

本規約の批准につきましては、国際人権規約批准促進大阪府民集會をはじめ国内各界の強い要望があり、本市といたしまして、市會の批准促進の要望決議など、常に重大な関心を払ってまいりましたところでありませう。

市民一人一人の人間として生きる権利、生れながらにして持つてゐる基本的な人権の尊重こそは、世界平和と人間社会の繁栄に欠くことのできない極めて重要な問題であると存じます。

お互いの人権を守ろうという人権尊重の精神は、わが国憲法の基本理念として国内においても徐々にではありますが定着しつつ

あります。

しかしながら一方では今なお広く人権にかかわる様々な現象が存在しているものでありまして、その解決が重要な課題とされているのであります。本市では市民の人権意識を高揚するため、昨年来、市内各区に人権啓発推進會を組織し、人権尊重の明るく住みよい、心のふれあう豊かな町づくりをめざしているものであります。このような中でこの人権規約の批准であり、今後は、真にみのあるものにするために、本集會が意義深いものとなりますよう心から念願いたしましてご挨拶いたします。

昭和五十四年六月十四日

批准をテコとして更なる人権思想の高揚をばかろう！

大東市議會議長

岩 淵 弘

大阪府市議會を代表いたしまして、御挨拶申し上げます。

本日、ここに国際人権規約批准記念大阪府民集會が盛大に開催されるにあたり、大阪府市議會議長會の代表として、この意義深い集會にお招きを頂き、お祝いの言葉を申し上げますことは、この上もない喜びでございます。皆様方とともに、心からお祝いを申し上げる次第であります。

私達の長年の念願であります、国際人権規約批准が、この国会

で実現されました。平和と基本的人権を骨子とした憲法を持つ、我が國が、内外世論の高まりの中で、批准國となつたわけでありませうが、この人権規約は、人権の保障と国際平和の確立に、画期的な意義を有するものであり、これまで、多大の御努力と、御尽力を注いでこられました關係各位に對しまして深甚なる敬意を表するものでございます。

人権の尊重は、今日の社会生活において、欠くことのできない基礎的条件と言われ、一人一人が人間として幸福を追求する基本的権利、自由を享有すべきものとして、世界観、価値観の域を越えた、人類共通の願望であり、我が国憲法の精神からしても、その批准は、早くから望まれてきたところでありませう。

大阪府下、各市議會においても、こうした人権規約の理を十分に認識され、各市議會において、国際人権規約の批准促進に決議を行なつて、關係機關に對しまして、早期批准を強く要望してきてたものでございませう。

今日、私達のまわりには、人権に関する諸問題が山積みいたしてございませう。とりわけ、「部落地名総鑑」事件に象徴されますように、「同和」地区住民に対する差別、偏見は人類普遍の原理である、基本的人権に関わる重大な問題であり、これら人権問題が統発いたしてございませうことは、まことに遺憾であります。

この度、人権規約の批准は、國を越えて世界的、人類的趨勢の中から生まれたものであり、人権思想の高揚をはかり、更に様々な人権問題の解決をはかる上から、大きな意義があると思ひます。

終わりに、本日府民集會の開催に御厚幸されました、国際人権規約批准促進府民集會の皆様方を始め、關係各位の御熱意と御努力に對し、心から敬意と感謝の意を表するとともに、この府民集會の美り多い成果を期待して、皆様方のますますの御健勝を心から御祈り申し上げます。まことに簡単ではありますが、お祝いの言葉といたします。

留保条件撤廃と国内法整備を大衆の手で！

社会党大阪府本部副委員長

荒 木 伝

やっと一週間ばかり前に、国際人権規約の批准が参議院を通過したわけでありませうから、些か遅きに帰したという感さえありません。

昨年の五月三十日に、國連の本部におきまして、署名をしたわけでありませうから、本来なら、もっと速やかに批准すべきであつたと思ひます。

しかし、ともあれ遅ればせながら衆参両院を通過したことは、皆さんとともに喜びあいたいと思つたものであります。

考えてみますと、このようにして今日この大阪の地で記念集會が開催できますことは、本当に夢のようであります。本来、人権とは天賦のもの、何人といえども侵してはなりません。侵されて

もなりません。

民族、人種、性別、言語、国籍、社会的門地の如何を問わず、差別されてはならないものであります。

しかし、国際的に見ましても、また国内的に見ましても、数多くの人権無視、人権侵害事件がとだけ相次いでいることか。こう考えますと、国際人権規約が署名され、批准されたからといって、それにとどまるものならば、何の意味をも持ちません。

我が国の諺に「仏つくって魂入れず」という言葉があります。国際人権規約を承認することを内外に宣言したわけでありますから、そこにA規約、B規約とも速やかに具体化し、実現化をはかっていく課題が残されています。

この国際人権規約の署名にあたりまして、先程来お話がおりますように、きわめて残念なことではありますが、いくつかの留保条項がついています。これらの留保条項を速やかに撤廃させ、関係する国内法を速やかに整備することが緊急の課題であります。

去る六月五日の参議院外務委員会におきまして、これらの問題を批准するにあたって、これらの問題に関する決議をつけています。幸い、全会一致、御協力いただきましたことをこの機会に御報告申し上げたいと思います。

「もともと、地上に道はない。人が歩くから道になるのだ」とは有名な中国の魯迅の言葉であります。この人権規約を具体化させ、太い道にしていくためには、我々国民大衆の運動によって裏付けがされる必要があります。

つてこれられました各位に対し、心からなる敬意を表するものであります。

我が国が人権規約の批准にふみきるまで、幾多の紆余曲折がありました。国連において国際人権規約を生み出した背景には、国家の名のもとに、戦争に駆り出され、人間として最も基本である生存の権利を奪われた、数百万人の尊厳犠牲があったことは皆さんも御承知の通りであります。

この大きな代償によって、人類の英知が生み出した人権と基本的人自由は、何人といえども阻止することはできないのであります。

今回の人権規約の批准は、我が国の歴史上大きな意義を持つことは万人の認めるところであります。喜びとともに、同時に、新たな出発点でもあらうと思われまます。

国際的に仲間入りしたとはいえ、内容的には全条項について批准したわけではないからであります。また今後、全国民がこの趣旨を如何に徹底的に具体化、実現するかということでありまます。

公明党は結党以来、現行憲法のすぐれた三本の柱といわれる国民主義、基本的人権の保障、恒久平和主義を将来ともに遵守することを党是とした、また党の綱領に明確にうたっている、ただ一つの政党でございます。

長い間、我が国の固定観念である、国が個人を支配するという悪風を廃止し、私達個人個人が人間としての自覚の上から、如何に生きるかという急進的な問いかけが国家権力を越えて人類全体

それは、一つには、六千部落、三百万といわれておる被差別部落の完全解放の闘いでもあります。そしてまたこの大阪にとって二つ目に大事なことは、在日外国人の権利を守る闘い、とりわけ、たくさんの皆さんが居住している、在日朝鮮人の人権を守る闘いでありましよう。また三つ目には「障害」者の人権を守る闘い、男女差別の撤廃をめざす闘いなど、これら具体的な一つ一つの闘いが積み上げられることによって、始めてこの国際人権規約というものが、内容の備わったものになるのであります。

本日のこの集會を契機にいたしまして、人権問題に対する府民の関心がより一層高まり、そして私も社会党、この人権擁護の闘いの先頭に立つことこの機会に、お誓いを申し上げます。本日の集會にあたりまして、一言御挨拶の言葉にかえさせていただきます。

自由平等の社会実現に向け、「人権規約」の徹底的具体化を

公明党大阪府本部副部長

表原茂雄

この度、国際人権規約の批准案件が、今国会におきまして、全会一致で通過しましたことは、皆さんとともに、心から喜びたいと思つ次第でございます。

この喜びの日をむかえるにあたりまして、批准実現のため、闘

の原理的とも言える前進的広がりにも高めなければならぬと主張するものであります。

他の何よりも人間としての権利である自由と平等が最大限にかされ守られる社会の実現こそ我々のめざす真の社会であります。

我が党は今後とも政治的課題に対しまして全力をふるってとりこんでまいりたいと思っております。皆さん方の運動がますます発展し、実り多い会合でありますよう、また皆さん方の御一家の繁栄と御健康を心からお祈りいたしまして公明党を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

司法反動の中の権利侵害と対決しよう

大阪弁護士会会長

木崎良平

大阪弁護士会から一言御挨拶を申し上げます。このたび長年にわたって国民の念願となっておりました国際人権規約が批准、承認されることとなりました。

このたびの批准は国連での人権規約の採択後、十三年、世界でも多くの国に対し遅れをとりました。また留保された条項がございます。

しかしこれによりまして、政府はあらためて基本的人権と自由の尊重を義務づけられたことの意味は決して消え去るものではない

と思います。

私ども弁護士会では、基本的な人権の擁護と、社会正義の実現を使命としておりますがこの柱から申しまして、国際人権規約の早期批准には重大な関心を払い、政府が率先して批准することを求めてまいりました。

今回の批准は、人権の擁護、自由の尊重、差別の撤廃を求める世論の熱望したところでありまして、やや遅きに帰したとは申せ府民各位とともにこれを喜びたいと思っております。

しかしながら、近頃私達の権利をめぐる状況はきわめて厳しいものがございます。私どもが世界に誇りうる憲法で保障された権利の中には、すでに形骸化しつつあるものも少なくございませんし、また社会生活の多様化、複雑化する中で、あらたな権利侵害が多発しております。

これらの状況が一つの規約の批准によりまして、一挙にその様相を変えるものとは到底思われません。私達の権利は、憲法に記載されているようにあくまで私達の「不断の努力」によって保持されるべきものであります。

私達、大阪弁護士会も今回の国際人権規約の批准にあたりまして、その点にあらためて思いをいたし、国民の権利の擁護と、社会正義の実現のため一層の努力をする決意をかためることをお伝えいたしまして、簡単ではございますが御挨拶にかえさせていただきます。

「人権」を掘り下げる絶えまなき闘争と 要求の継続を！

近畿大学学長

景山 哲夫

皆さん、国連で採択されておりました国際人権規約が遅まきながら日本でも批准される運びとなったことは喜ばしいことだと思います。

考えまするに、基本的な人権を獲得するという歴史は、近世における人類の歴史といっても差し支えないのではないかと思います。

しかし批准されただけでは何の意味もない、このような規約が効果を発するためには、我々の絶えまなき闘争と要求の継続が必要であると思っております。

どの国の歴史を見ましても、基本的な人権、生命、自由、平等は長い歴史の闘いの結果獲得されたものであります。

憲法に定められております人権は、ただ抽象的な規定でありまして、我々はそれを血と肉を持つところの具体的な要求に克ち取らなければならぬ。

単に、公民的な自由、政治的な自由、人種差別からの自由、戦争からの自由、知的な自由だけでなく、もっともっと掘り下げ、十分な教育を受ける自由、貧困と失業のない自由、職を得ら

れる自由、適切な医療をうけられる自由、男女平等の自由、人間としての生命を確保することのできる自由、全ての階層、階級からの解放、自由はまだ限りなく求められなければならないものがあるのです。

どんな小さな形の差別も、断じて許すことはできない。それらがことごとくないものになるまで、我々は自由を求める要求を断固として続けようではありませんか。

各界の決意表明

人権の闘いを労働組合の課題とし、共闘を前進させよう！

大阪総評副議長

紀 井 浩

大阪総評の紀井でございます。実は中井議長が所用で、副議長の私が失礼でございますが代わってまいりました。

先程から、来賓の御挨拶、あるいは基調提案の中にもございましたように、やっと「人権後進国」といわれる中で、この規約が批准されたわけでございます。その限りではお互いに喜びたいと思えます。

しかし同時に今後私達は今日の集会を出発点にしながら、本気で私達がこれまで積み上げてきた運動、継続してきた運動、そういうものをもっともっと大きく強化すること以外に実はないと思っております。

私達の労働組合という立場からみましても三つの留保条項があります。公休日の問題、教育の問題、それ以外に私達が強く要求しております消防職員の団結権に関わる問題についてもこれは警察と一緒にということで、留保されているわけでありまして。

私達はこの点を考えて、今まで以上に、運動としてなんとかせないかん、そういう必然性を感じています。本常に民主的な権利が保障されるそういう世の中にしたい、そしてまたそういう闘いを通じて私達の生活を守っていく、そういうことでとりくんできた幾つかの権利、あるいは、同対審共闘に結果をして闘ってまいりました三大闘争の問題、そういう問題を一つ一つ私達は今まで以上に力を尽して闘う、みんなが手をつなぎあって運動を進めていく、ということに尽きるのではないかとこのように思っております。大阪総評もまだまだいろんな弱点がございますけれども、皆さんと一緒に闘いようでございます。簡単ではございますが決意の表明にかえさせて戴きます。

「人権規約」を全国民のものとするため に、府民会議の強化・発展を

全日本労働総同盟・大阪同盟会長
片岡 馨

大阪同盟の会長の片岡でございます。多くの御来賓の方々が述べられましたので、いまさら強調することはないと思っておりますけれども、国際人権規約が批准されたからといって、それで私達の仕事が終わったのではなくて、来賓の方々がおっしゃいましたように、今日からよつやく、これからの運動が始まる入り口に立った、こういうふうには私にはとらえなくてはならないと思っております。留保条項もまた、これ迄おっしゃられた通りだと思っております。

同時に人権規約が批准され、それに併せて、国の中の法律を整備しなければならぬところがたくさんございます。

私はいつも法律と金というのは人が使うものであって、人が法律と金に使われる世の中であってはならない、こういうふうにお考えしております。丁度、今日、皆さんのお手元にお配りいたしております、府民集会の黄色いパンフレットの中に、先程、黙悼を捧げました田万先生が「人権は人々がこれを自覚し主張し、努力することによってのみ守られ拡大されていく」ということを常々おっしゃっておられたと思っておりますが、要は国際人権規約について何なのかということ、これから大阪府民の皆さんにそして日

本国民の皆さんに知ってもらおう努力から私達は始めなければならぬ、大変な仕事だと思っております。

大阪府民会議というものを息長くしかも、基調講演でもおっしゃいましたように範囲を広げ、しかもその中では変なことばかり捨てて大きくまとまってこの運動を更に充実し発展させていきたい、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

「人権規約」批准踏まえ、部落解放三大 闘争の発展を！

部落解放同盟大阪府連書記長
向井 正

部落解放同盟大阪府連を代表いたしましたして、一言これからの運動の決意表明を述べていきたいと思っております。本来的には、上田委員長が出席すべきでありますけれども、御承知の通り土壇場になって国会が空転しやむを得ず欠席しております。そのことを御了承願いたいと思っております。

まずもって、二年間に渡る幅広い粘り強い運動の一步前進の成果として、いよいよ人権規約を批准させた、このことを互いに確認したいと思っております。

この二年間の闘い、運動の中で、私達自身、大衆とともに多くの勉強をいたしました。まず一つは今日我が国のきわめて薄弱な民主に抑圧されたプライバシー、名誉毀損、こういった関係をみましても、一日も早く興信所、探偵社等の法的規制を私達は現実にしていく必要があります。

まず末端からなるとしても法的規制をしていくため、大阪府の条令化を克ち取っていくということが、これから始まると思っております。

特別措置法完全実施の要求の中で、多くの悲惨な部落の実態を変えてきました。しかし、今日、いまだ残されている問題は大きいわけです。環境の改善はもとより、なんとしても、労働、教育、生活、全ての分野にわたって、いわゆる特別措置法の強化改正、即ち、「部落解放基本法」が必要です。国際人権規約は、私達の要求のりっぱな法的根拠であり、足掛りになるんだと考えております。

同時に解放同盟は三大闘争と同時に反差別的運動をしてきました。在日韓国・朝鮮人、在日外国人の権利侵害の問題を不十分ではありますが大どりとくんでまいりました。婦人差別の問題もわかりであります。住民や労働者の課題も当然であります。これらの共同闘いについて運動の重要な柱にしなければならぬというふうにお考えのわけです。

更に、部落解放と平和は切っても切れない関係であります。そういう意味からも国際人権規約批准後の運動が一層重要になると決意しているわけです。

最後に、部落解放がちょうど一九六九年、特別措置法を克ち取った時に、これで運動が終わってもなければ闘いの終わりでもない。

主義、憲法の空洞化、そして薄っぺらな人権行政、こういったものに對するねばり強い運動の反映と共に国際的な批判が大きく渦巻いてきた、というふうには理解をしているわけです。

政府与党も、そういった国際的人権のうねり、国際的な批判に對して無視できないようなところまできた事を感じとっていると思っております。

本月の末には、先進国首脳会議といつて、いわゆる東京サミットが開かれるわけですけれども、我が国が人権福祉、社会保障、平和の問題一つ一つみて、果たして先進的であろうか。このことをあらためてこの成果の上に立って考えてみる必要があると思っております。

同時に、私達解放同盟は、この運動の中で、今当面する重要課題として、三大闘争を闘ってきております。

三大闘争とこの国際人権規約とどういう関わりがあるのかということをしつかり勉強してきたわけです。

狭山差別裁判反対闘争は、不当な逮捕、そして監獄における人道的待遇、公正な裁判を受ける権利等々を一方で問題にしてみました。これを見ても人権規約をこれからの運動の武器にしていかなければならぬと考えるわけです。

財田川事件の再審開始にみられる通り、狭山事件の再審開始は当然であります。それを妨げている東京高裁、そして、又数々の冤罪事件を考えた時に、決して許すことのできない今日の司法の姿があります。

「部落地名総鑑」についてもいままでもありません。個人企業

むしろ、あの時のスローガンでも経験しております。特別措置法即時具体化」というスローガンをただちにかかげて運動をした様に、国際人権規約についても全く一緒だと思います。

今日批准された国際人権規約を完全批准させていく、即時具体化させていく、又、それぞれが各現場で、部落で、地域で、職場で、学園で、様々な所で使いきって多くの問題点を暴き出していく。その中で国内法の整備を進めていく事になると思います。そういう運動をこれからつくり上げていく必要があると思います。

そういうことでござりますから是非ともこれまでの府民会議という組織を一步でも二歩でもより広範により粘り強い組織に発展させていく事が大切だと考えるわけです。

私は、がんばろう」の歌の文句をこの際確認しなければならぬと思います。

闘いはここからであります。闘いは今からだとこのことを再確認して運動を前進させたいと、こういう決意を申し上げまして終わります。

婦人の母性保護と権利保障のために

国際婦人年大阪連絡会議代表

藤田 寿

私は今日の集会で力強い基調報告を伺いまして本當にうれしかったという気持ちを持ちました。

うこと、行動する事だと思っています。そのことを私はしみじみとこの三十年に考え、経験してまいりました。

今日は国際婦人年大阪連絡会の大坂代表としてまいりましたので、婦人の苦しみも聞いていただきたいと思っております。

婦人が最も悩んでおりますことは、婦人の特性である母性についてです。資本の考え方から申しますと、生産性が悪い。その為に、決して一人前の扱いをうけておりません。そのことによって差別をうけております。

私達は、これを如何にして脱却すべきかを考え合ったりして国際婦人年連絡会も今年で四年目をむかえております。大阪の国際婦人年連絡会といたしましては、婦人の母性は、社会的な保障があつてこそ男性と同等の平等になるべきものを、母性があるために差別されることはもってのほかだと思います。

私達は一年半かかちまして、一万枚のアンケートをつくりまして、若い方々に呼びかけて、自分たちの経験した苦しんだこと、悩んだことを出産白書としてまとめました。

その中でいろいろな問題がでてまいりました。まず婦人自身に子供を出産する苦しみというものを婦人自身が持っているし産婦人科という医療体制が不備であるし、母子のための医療のいろんな設備も不備であるし、これらのいろんな不備な点が婦人個人個人の弱い肩にかかっているということがわかってまいりました。それで五月の終わりに国際婦人年の代表が二五人程、東京にまいりました。厚生省や自治省や労働省などに、その白書に示された現実の問題を持ちまして要望に出かけたわけでございます。

私達戦争中に子供をかかえて、苦しい戦争にまきこまれました。それは婦人が無知であったために無自覚であった事の結果でした。この三十年何とかして平和のために闘いたい、亡くなられた田万先生と本當に気持ちを同じくして、平和、平和と求めてまいりました。

現実の世界は、決して平和な世界ではございません。いわゆる核強国というものが世界にございまして、私達はその脅威の下に生きていくあわれな人間であらうと思ひます。

本當に私達は戦後平和の闘い、三十年の平和の闘いの中でたびたび挫折を繰り返してまいりました。しかし今日の基調報告を伺いまして、私は国際人権規約批准を足掛りとしたしまして、やはりお互いにこだわりを捨てて平和の為に男も女もみんなともに世界の平和のために闘うことがやはり原爆の被爆国である日本人のしなければいけない最大の務めだということを再び考えたわけがあります。

日本は60番目の批准国という事です。これまで多くの国が批准しているにもかかわらず、日本が批准をしなかつた事を私も含めて、大変恥ずかしい問題だと思ひます。この責任を果たすためにこの人権規約を本當にお互いに侵すことのできない基本的人権と平和と自由と、平等のための大きな柱にしていかなければならないと思ひます。

このため本當にお互いに手をとりあつてまず自分自身から差別をしていないかということを考え、口でいうのはたやすいですが、差別をなくすためその一つ一つを、自分自身が実行するとい

そういうふうな、一つ一つ自分達のおかれてる立場から、自由平等に反する問題を、基本的人権に反している問題を、本當に自分自身が立ち上がって学び勉強し、前進していかなくてはならないし、又そういうことで悩んでいる方々と一緒に手をとりあつて、お互いの問題を解決していきたい。そういうふうな今思っているわけでございます。大変皆様のお疲れの時間を拝借いたしましてつたない御挨拶でお許しいただきたいと存じます。ありがとございます。

完全批准の実現と「人種差別撤廃条約」批准に前進しよう

大阪経済法科大学教授

金 東 勲

外国人の立場から決意表明する前に、人権規約批准達成のために長い間努力してこられた府民会議の皆さん、そして全国の日本の皆さんに心からご苦労さんということをお願いしたいと思います。

それから差別されている当事者の一人として、それから国際法を勉強している一人として、この運動を微力ながら手伝ってきた私として皆さんと批准の喜びをわかちあいたいと思ひます。この人権規約に対して非常に消極的である政府の、むずかしい状況にあって、岡田外務大臣、そして今日おいでになつた大川前国連局

長を始めとする外務省のみなさんの努力と決意、それから勇断に心から敬意を評したいと思います。

先程から各界の決意表明、あるいは、各界の先生方からお話しがありましたように、本当にやっとな感じ、つまり遅きに帰したという感じはうけますが、やっとな人権規約を日本政府が批准するようになるわけです。

ただこれによって、「人権後進国」といわれている汚名を返上できることは決して言えません。本当にその汚名を返上する為には、これを完全に実施するということが、それからその他の十指に余る国際人権規約があるわけでありまして日本はまだまだこれからでございます。そういう意味で外務省の皆さんはがんばってほしいと思います。

そういう消極的意味もありますけれども、この人権規約の意味ないしは、意義をここでもう一度確認してそれから今後我々が要求する、あるいは闘うべき問題点を確認して私の決意表明を終わりたいと思います。

まず、この人権規約というのは、条約でありますけれども、批准しますと、国内法あるいはそれ以上の効力を国内で持っているということになります。

従って、日本政府はこれを実施する義務、国際法上の義務を持つ。それによって従来は特に外国人の取り扱いについては、国家の論理、あるいは政府の論理だけでこれを処遇してきた。そういった時代はもう終わった。これからは人間、あるいは人権の尊重という原則によって外国人の処遇あるいは個人の処遇というもの

即ち、すでに日本国民に付与している権利、なかでも生存権とかそういったものは、全く同じ内容を外国人にも保障しなければならぬ、この点については、漸進的適用とは全くの関係のないということなのです。

まず働く権利というものを認めて、最近、地方公務員の国籍など問題になっているわけですが、そういう公共企業体、その他私的な企業における差別というものを撤廃させなければいけない。それから生存権である社会保障、年金を含めた社会保障も完全適用を求めなければならぬ。

それから教育の問題、特に教育というのは人権であるという、人間一人の権利であるという考えに基づいて、従来否定されてきている、在日韓国、朝鮮人の民族教育を承認し、これを十分に保障しなければならぬ。

それから更に家庭の破壊を奨励するような、退去強制を含む入管行政というものも、やはり人権規約の精神にそって再検討しなければならぬと私は思うわけでありまして。

こういった問題が、完全に実施される為には、ただ傍観しておいては何もならない。全ての法律がそうでありまして、法律の内容が決まる時、それからその法律が具体的に実施される過程においても、やはり力関係において、その法律の有効性が決まってくるということになります。

さてこの人権規約が本当に我々の人権を保障する武器になるかどうかということは、我々自身の力量にかかっているだろうと思います。そういう意味で、我々自身は数からして限られておりま

は導びかれなければならない、というふうに思うわけです。

この人権規約というものが、日本全国民の人権意識、あるいは日本国内の人権状態を本当に改善させるためには教育機関、それからマスコミ、国会で満場一致で承認されたというニースは確かに報道されたのですが、小さくしか報道されていない。日本のマスコミの人達に本当に批准という意味を認識していただかなければいけないという感じを私はうけました。

そういう意味で、マスコミとか教育機関がもっと人権規約の精神をとり入れて国民の人権意識の高揚、あるいは人権状態の改善のために努力していただきたいというふうに思うわけでありま

す。さらに政府はA規約ですべてに三つの条項を留保し、それから実施措置についてもB規約41条での国家の申し立てに関する人権委員会の権限も認めておりません。

あるいは被害者個人か、あるいは団体が直接、人権委員会に苦情を申し立てる人権委員会の権限も認めない。

こういった態度にみられますようにこれを完全実施するためには、まだまだ遠い先じゃないかということが私の実感であります。特に在日韓国、朝鮮人との関係においては、政府側の答弁にみられますように、漸進的に、つまりゆっくりやっていけばいいんだという考え方をもちいらっしゃるようです。しかしこの人権規約の、特にA規約の漸進的適用という具体的な実施義務と差別の撤廃とは、全く無縁であるということをごまかすことでもう一度申し上げておきたいと思っております。

す。六〇万です。あるいはその他の外国人の皆さんを含めても百万人にみたくない。そういう意味でやはり日本国民の皆さんのご協力、ご理解なしにはこういった目的は達成できないわけでありまして。そういう意味で今後とも日本のみなさんと一緒に手をたずさえてがんばってゆきたいというふうに思うわけです。それから国際人権規約は日本がやっとな六〇番目ということでありましてけれども、あらゆる形態の人種差別撤廃条約は既に百を越えているわけでありまして。その百の中の数字に、日本はまだはいっていません。

従ってあの条約をできるだけ早く批准させるために外務省のみならず、それから我々も一緒になってがんばっていききたいと思

閉会あいさつ

部落解放同盟大阪府連顧問

寺本 知

主催者を代表いたしまして、一言皆さんに御礼申しあげたいと思っております。本日は大変お忙しい中を多勢の皆さん方の参加を御ましまして大変ありがとうございました。また各界代表、来ひんの皆様方、大阪府の知事をはじめ、御紹介がございましたけれど、

集会宣言

一九二二年全国水平社の創立に中心的な役割を果たした八十八歳の米寿を迎えられる阪本清一郎さんの御出席をいただくことができました。

本日、既に承認されました大会宣言や基調提案、また来賓の皆さん方の非常に充実した内容のあるご挨拶、各界代表の決意表明等々実に意義ある歴史的に見ても重要な集会であったと思います。

一昨々年私も国連の前人権部長であったマルク・シュライバーさんのおともをして三日間程、大阪、奈良県を通じて各地集会や演説会に行きました。その時に、マルク・シュライバーさんのおっしゃった事のなかで感銘深い話がありました。そのひとつは、インドにおいてはある人が、「私はずいぶん、飢餓に苦しんできましたけれども、しかし日常不断の差別の方が非常に苦痛であった。」もうひとつは、ラテンアメリカではある人が「私はずいぶんひどい拷問を受けてきたけれども、その拷問よりもなおさらに苦痛であったのは日常不断の差別であった。」とおっしゃったそうです。こういう事を私は今も記憶を新たにいたしております。

私たちは改めて本日を出発点として、私たちが目的とするこの国際人権規約の批准の内容を国内法との関連においても、更に初期の目的達成のためにも、その内容充実に向けまい進んでいきたいと思えます。どうか本日御列席の皆さん方も、決意をあらたにして前進していただきたいと申しあげさせていただきます。本日は、どうもありがとうございます。これをもって閉会の言葉といたします。

国際人権宣言の批准が去る六月七日参議院の議決によって実現した。世界における第六〇番目の批准国となったわけである。我々国際人権規約批准促進大阪府民会議は、早急な批准実現を常に主張していただけて、今回の日本政府の批准実現に心からなる喜びを表明するものである。思えば第二次世界大戦における戦争とファシズムの残虐・帝国主義の植民地化政策は、人類の良心と生命を踏みにじってきた。国際連合憲章と世界人権宣言、国際人権規約は、こうした非人間的侵略にたいする人類の良心と基本的人権の主張であり、平和の願いであったのである。戦争とファシズムの張本人であった日本政府の敗戦と降伏後、日本国民は新しい日本の誓いとして、主権が国民にあり、平和と基本的人権を原理とする民主主義の日本国憲法を創りあげた。そして日本政府は一九六六年、国際人権規約に対する同意を表明し、採択に賛成したのであった。だが、三十五ヶ国の批准により、国際人権規約が世界的に効力を発して後もその批准に取組むことをしなかったのである。こうした怠慢は当然に内外世論の厳しい批判を招いた。我が大阪府民会議も、あるいは街頭宣伝により、あるいは署名活動により、大衆的集会や組織的活動によって、早期、完全批准を主張しつづけた。外務大臣に直接陳情することも数度に及んだのである。さらに日本歴史上はじめての大阪府、市、町村議会

祝電披露

マルク・シュライバー（前国際連合人権部長）

出席できたら、とても喜ばしいのですが……。手にされた日本のすばらしい成果を、今後、ますます発展される事をお祈りいたします。

市川房江（国際人権規約批准促進連絡会議（一八団体参加）世話人）

ご一緒に努力してきました国際人権規約が、満場一致で衆参両院で承認可決され、近く批准されることになりましたことは、まことにうれしく御祝い申し上げます。

東京では七月十三日に朝日講堂で、外務省と朝日新聞社の後援で記念講演会を開催いたします。

今後は国民への啓発と、政府が日本国民の人権を守るよう監視したいと思えます。

磯村英一（東洋大学長）

日本国民あげての課題である核軍縮と、部落解放を実現しつつ国際人権規約の完全実施に向って、政党、イデオロギーを越えて一大国民運動を展開することを強く要請する。

の「早期批准要求の決議」が外務省・政府に送られた。長野県における国際人権規約批准促進県民会議や奈良県、福岡県等における批准促進の動き、良心的学者、研究者、弁護士等市民的要求の拡大と各党の要求、代表的マスコミの早期批准促進の主張によって、政府は今回の批准に至らざるを得なかったのである。しかし個人の国連への訴えを認める選択議定書の留保をはじめ、公労協のスト権、公休日の給与の支払い、高等教育無償化等々、きわめて重要な事項に留保条件をつけたのである。

我々国際人権規約批准促進大阪府民会議は今回の一応の批准を契機として、全府民に対する一層の宣伝を強め、この一致した世論により、政府に完全なる批准と徹底した具体的内容の実現を求めるものである。さらに全国の都道府県に、国際人権規約促進のための活動と組織が結成され、日本におけるあらゆる差別と人権の侵害を許さない気風が生れ、平和日本の創造を願うものである。

右宣言する。

一九七九年六月十四日

国際人権規約批准記念大阪府民集会

高野 雄一 (東京大学名誉教授
上智大学法学部教授)

一九七九年、日本の国際人権第一を皆さまと共に祝し、第二年度以降における日本の国際人権の前進と完成を期したいと思ひます。

宮崎 繁樹 (明治大学教授)

国際人権規約の批准実現は、大阪府民会議の皆様のご御尽力によること極めて大でありました。その普及、B規約議定書の批准実現、41条宣言の実施など今後なお問題をひかえております。皆様と共に批准を喜びますと共に、一層の御活躍を祈念致します。

佐々木 良作 (民社党委員長)

貴集会の御成功と貴組織の一層のご発展を祈ります

公明党・国民運動本部

国際人権規約批准記念府民集会の御盛會を祝し、みなさまの今後の御活躍を心からお祈り申し上げます

田中 寿美子 (参議院議員)

国際人権規約の批准を喜び、規約の即時具体化と残された諸問題に対し諸氏、皆様と共にかんばって参ります。

井上 一成 (衆議院議員)

集会のご成功をお喜び申し上げ、この規約が正しく運用されますよう、今後とも皆様とともにがんばりましょう。

国際人権規約批准にいたるまで

一九七五年

12月10日 読売新聞(夕刊)に、「日の目を見る国際人権規約」

(宮崎繁樹明大教授) 掲載さる。

一九七六年

1月3日 経済的・社会的・文化的権利に関する規約(A規約)発効する。

1月22日 朝日(夕刊)に、「国際人権規約」と憲法の立場」

(杉原泰雄一橋大教授) 掲載さる。

2月7日 部落解放研究所第三回総会で国際人権規約の批准に

とりくむことがうち出される。

アムネスティ・インターナショナル日本支部

集会の御盛會を祈ります。

今後は日本政府の人権規約の順守を見守るとともに、完全批准にむけてともに頑張りましょう。

谷内 照義 (全国同和教育研究
協議会 会長)

人権規約批准記念大阪府民集会に深甚の祝意を表します。保留条項を撤去し完全な批准をかちとるため、たゆまぬ前進を続けましょう。規約の具体化・完全実施をきびしく見守る全国民の連動に拡大し、発展させるため大阪府民会議の今後の御活躍を切に願ひします。

国際人権規約批准促進長野県民会議

はるか信州の地より府民集会の御盛會を祝します。私達の闘いが批准という形で一定の成果をあげたことを確認するとともに、国際人権規約の即時具体化、完全批准をめざして今後ともに関いぬいていくことを誓い連帯のあいさついたします。

2月20日 「部落解放研究」第六号に国際人権規約の全文掲載される。

3月3~4日 部落解放同盟第三一回全国大会で国際人権規約批准運動にとりくむ方針採択さる。

3月22日 三・二三国際人権規約発効記念講演集会(記念講演・芹田健太郎神戸商船大助教授、主催・部落解放研究所)

3月23日 市民的・政治的権利に関する規約(B規約)およびB規約の選択議定書発効する。

4月15日 国際人権規約第二回学習会(講師・上野勝弁護士、主催・部落解放研究所)

5月1日 「同対審共闘」五八号に「国際人権規約の発効と憲法記念日」掲載さる。

5月3日 「解放新聞」七六八号に「憲法制定三十周年をむかえ国際人権規約批准を迫ろう」の主張掲載さる。

5月3日 憲法制定三十年・平和と人権擁護大講演集会開かれる。

5月17日 衆議院内閣委員会で和田貞夫議員が宮沢外相らに批准を迫る。

7月3日 エコノミスト七月三日号に「国際人権規約、なぜ批准できぬ」(宮崎繁樹明治大学教授)が掲載さる。

7月13日 近畿人権擁護委員連合会が「国際人権規約の批准について」を決議する。

8月19日 部落解放第七回夏期講座で「国際人権規約」の意

義と批准の闘い」を講演（芹田神戸商船大助教授）
 8月16～17日 護憲連合大阪地本秋季学習会で国際人権規約について講演（在間秀和弁護士）
 9月20日 「部落解放研究」第八号に「国際人権規約の具体的分析と批准闘争の基本方向」（上野勝弁護士）掲載される。
 11月5日 大阪市立大で国際人権規約がとりあげられる。
 12月4日 朝日新聞に「人権週間と人権規約」の社説掲載される。
 12月9日 第三の「部落地名総鑑」糾弾、国際人権規約批准、人権擁護集会（主催・部落解放同盟大阪府連合会）が開かれる。

一九七七年

1月13日 大阪府知事、大阪市長等へ国際人権規約批准を申し入れ（大阪総評、大阪同盟、部落解放同盟大阪府連）
 1月18日 国際人権規約批准促進大阪府民会議結成にむけて第一回よびかけ人会もたれる。
 2月5日 冊子「国際人権規約批准促進運動の発展のために」発刊される。
 2月12日 同右第二回よびかけ人会おこなわれ、三月二三日を結成大会と定め「結成のよびかけ」出される。
 2月25日 衆議院外務委員会で井上一成議員が鳩山外相に国際

要請（和島代表）
 5月1日 読売テレビで和島代表と黒田知事の人権規約について対談がおこなわれる。
 5月2日 憲法制定三〇周年記念シンポジウムおこなわれる。（記念講演と意見発表）
 同右 大阪府、市主催の憲法記念日前夜祭で人権規約について訴えがなされる。
 同右 関西学院大学、要望書を提出。
 5月6日 大阪府・市（議会含む）大阪法務局等へ協力要請申し入れ。
 5月7～8日 部落解放研究第一一回全国集会、府民に送る夕べ、および分科会で人権規約とりあげられる。
 5月24日 外務省（鳩山外相、大川国連局長）、法務省（村岡人権擁護局長）に対して申し入れおこなわれる。
 6月2日 国際人権規約に関して豊中市議会が議会決議。
 6月4日 吹田市議会が決議。
 6月23日 池田市議会が決議。
 6月24日 摂津市議会が決議。
 6月28日 高槻市議会が決議。
 7月15日 八尾市議会が決議。
 7月22日 総評大会にむけて要請。（和島代表ら）
 8月9日 熊取町議会が決議。
 8月10日 島本町議会が決議。
 8月14日 「国際人権規約と人間解放」発刊。

人権規約の早期批准を追究。

3月1日 「大阪市政だより」三四五号「みんなの人権を守るために」で国際人権規約の解説される。
 3月3～4日 部落解放同盟第三二回全国大会で国際人権規約批准促進が決議される。
 3月7日 毎日新聞（夕刊）に「国際人権規約発効一年」掲載される。
 3月15日 衆議院予算委員会で上田卓三議員が政府関係者に、人権規約の批准を具体的に追及。
 3月17日 部落解放中央共闘会議第二回総会で人権規約批准促進が決議される。
 3月21日 朝日新聞に「国際人権規約の一年」の社説、掲載される。
 3月23日 国際人権規約批准促進大阪府民会議結成される。（代表和島岩吉弁護士）
 3月24日 サンケイ新聞、朝日新聞に結成大会の様相報道される。
 4月5日 「大阪府民会議ニュース」No.1発行される。（結成大会特集）
 4月15日 大阪府民会議第一回幹事会おこなわれ当面の活動決まる。
 4月20日 「大阪府民会議ニュース」No.2発行される。（今後の方針について。国会での追及議事録）
 4月23日 関西の大学長会議で国際人権規約批准促進への協力

8月17日 大阪府民会議第三回幹事会。
 9月4日 アムネスティ東京―大阪行進歓迎。
 9月9日 阪南町、豊能町議会が決議。
 9月10日 貝塚市議会が決議。
 9月13日 大阪府、市、法務局へ第二次要請行動。
 9月14日 岬町議会が決議。
 9月16日 藤井寺市議会が決議。
 9月17日 大分地方法務局長が法務省人権擁護局長に批准を申し、大分県人権擁護連合会長、全国人権擁護連合会長に批准を申し。
 9月21日 大阪総評第31回定期大会で決議。
 9月22日 守口市、千早赤坂村議会が決議。
 9月24日 枚方市議会が決議。
 9月26日 四条畷市議会が決議。
 9月27日 高石市、門真市議会が決議。
 9月28日 泉南市、忠岡町議会が決議。
 9月29日 大東市、田尻町議会が決議。
 9月29～30日 政府へ第2次要請行動（労働、文部、厚生、法務、外務の各省へ）
 9月30日 寝屋川市、松原市、泉佐野市、能勢町議会が決議。
 10月3日 狭山町で決議。
 10月5日 アメリカのカーター大統領、人権規約調印。
 10月6日 臨時国会代表質問で、日本社会党高沢副委員長、人権規約の批准を福田首相に質問。

10月7日 箕面市、和泉市議会で決議。

10月11日 「大阪府民会議ニュース」№3発行。

10月12日 泉大津市議会で決議。

10月14日 茨木市議会で決議。

10月17日 大阪府民会議第4回幹事会。

10月25日 大阪府議会で決議。社会党西宮弘議員、人権規約の批准で瀬戸山法務大臣に質問。

10月26日 柏原市、交野市議会で決議。

10月28日 羽曳野市議会で決議。

11月10日 大阪府民会議で第1回全体会、チラシの配布と署名行動を決定。人権集会の企画提案。

11月12日 「大阪府民会議ニュース」№4発行。

12月4〜13日 国連前人權部長、マルク・シュライバー氏を招へいし、講演会や集会を大阪、奈良、東京で開催。

12月12日 河南町議会で決議。

12月22日 河内長野市議会で決議。

12月23日 東大阪府民会議で決議。

同日 大阪府民会議で決議。

一九七八年

1月1日 ユネスコ新聞がマルク・シュライバー氏の講演を掲載。

1月17日 大阪府民会議第5回幹事会。

1月23日 「大阪府民会議ニュース」№5発行。

2月1日 日本社会党多賀谷書記長総括質問で園田外務大臣に質問。

2月3日 大阪府民会議、外務大臣あてに要請電報送付行動にとりくむ。

2月10日 政府に対し第3次要請行動(園田外務大臣)ILO労組連絡会議(労働4団体加盟)、政府に人権規約の批准促進を申し入れ。朝日新聞が主張で「国際人権規約の早期締結」をよびかける。

2月11日 日本経済新聞が主張で「国際人権規約の国会批准を急げ」と訴え。

2月14日 毎日新聞が主張で「国際人権規約の承認を望む」と訴え。

2月15日 読売新聞も主張で「国際人権規約と国内法の整備」をよびかける。社会党井上一成議員、園田外務大臣に質問。

2月16日 部落解放長野県民会議(小島友一代表)のよびかけで、国際人権規約の批准にむけた県民会議(仮称)の準備会開かれる。

2月21日 大阪府民会議第四次対政府要請行動展開(園田外務大臣、藤井労働大臣等へ)園田外務大臣「今国会でやれると思つ」と表明。

2月24日 外務省首脳記者会見で、人権規約の今国会での批准を上程すると発表。

3月2日 日弁連北尻会長と懇談会

3月23日 国際人権規約発効二周年記念集会(高野雄一先生記

2月3日 大阪府民会議、外務大臣あてに要請電報送付行動にとりくむ。

2月10日 政府に対し第3次要請行動(園田外務大臣)ILO労組連絡会議(労働4団体加盟)、政府に人権規約の批准促進を申し入れ。朝日新聞が主張で「国際人権規約の早期締結」をよびかける。

2月11日 日本経済新聞が主張で「国際人権規約の国会批准を急げ」と訴え。

2月14日 毎日新聞が主張で「国際人権規約の承認を望む」と訴え。

2月15日 読売新聞も主張で「国際人権規約と国内法の整備」をよびかける。社会党井上一成議員、園田外務大臣に質問。

2月16日 部落解放長野県民会議(小島友一代表)のよびかけで、国際人権規約の批准にむけた県民会議(仮称)の準備会開かれる。

2月21日 大阪府民会議第四次対政府要請行動展開(園田外務大臣、藤井労働大臣等へ)園田外務大臣「今国会でやれると思つ」と表明。

2月24日 外務省首脳記者会見で、人権規約の今国会での批准を上程すると発表。

3月2日 日弁連北尻会長と懇談会

3月23日 国際人権規約発効二周年記念集会(高野雄一先生記

12月4〜7日 「人権講座」(大阪市、朝日新聞社、部落解放研究所主催)

12月5日 「人権を考える長野県民集会」(長野府社会福祉センター)

12月8日 「大阪府民会議」第八回幹事会。

一九七九年

1月6日 「大阪府民会議」第九回幹事会。

1月11日 大阪府民会議ニュース№8発行される。

1月22日 国際人権規約の今国会批准を求める大阪府民集会(朝日生命ホール)行なわれる。

1月25日 大阪府民会議ニュース№9発行される。

1月30日 大阪府民会議の要請団、園田外務大臣等へ今国会批准を申し入れ。

3月23日 大阪府民会議第二回全体会開かる(金東勲先生講演)

3月28日 「B規約」41条発効。

4月10日 毎日新聞「編集者への手紙」に宮崎繁樹先生の批准促進要請文掲載。

4月14日 朝日新聞「論壇」和島若吉代表の投稿掲載される。

4月19日 国際人権規約の第87国会での批准を求める各界の集い(日本弁護士連合会館)開催される。

5月2日 同集会の報告書作成。

5月8日 国際人権規約衆議院通過

朝日新聞「社説」に「人権規約は今国会で承認を」

質問。

2月3日 大阪府民会議、外務大臣あてに要請電報送付行動にとりくむ。

2月10日 政府に対し第3次要請行動(園田外務大臣)ILO労組連絡会議(労働4団体加盟)、政府に人権規約の批准促進を申し入れ。朝日新聞が主張で「国際人権規約の早期締結」をよびかける。

2月11日 日本経済新聞が主張で「国際人権規約の国会批准を急げ」と訴え。

2月14日 毎日新聞が主張で「国際人権規約の承認を望む」と訴え。

2月15日 読売新聞も主張で「国際人権規約と国内法の整備」をよびかける。社会党井上一成議員、園田外務大臣に質問。

2月16日 部落解放長野県民会議(小島友一代表)のよびかけで、国際人権規約の批准にむけた県民会議(仮称)の準備会開かれる。

2月21日 大阪府民会議第四次対政府要請行動展開(園田外務大臣、藤井労働大臣等へ)園田外務大臣「今国会でやれると思つ」と表明。

2月24日 外務省首脳記者会見で、人権規約の今国会での批准を上程すると発表。

3月2日 日弁連北尻会長と懇談会

3月23日 国際人権規約発効二周年記念集会(高野雄一先生記

12月4〜7日 「人権講座」(大阪市、朝日新聞社、部落解放研究所主催)

12月5日 「人権を考える長野県民集会」(長野府社会福祉センター)

12月8日 「大阪府民会議」第八回幹事会。

一九七九年

1月6日 「大阪府民会議」第九回幹事会。

1月11日 大阪府民会議ニュース№8発行される。

1月22日 国際人権規約の今国会批准を求める大阪府民集会(朝日生命ホール)行なわれる。

1月25日 大阪府民会議ニュース№9発行される。

1月30日 大阪府民会議の要請団、園田外務大臣等へ今国会批准を申し入れ。

3月23日 大阪府民会議第二回全体会開かる(金東勲先生講演)

3月28日 「B規約」41条発効。

4月10日 毎日新聞「編集者への手紙」に宮崎繁樹先生の批准促進要請文掲載。

4月14日 朝日新聞「論壇」和島若吉代表の投稿掲載される。

4月19日 国際人権規約の第87国会での批准を求める各界の集い(日本弁護士連合会館)開催される。

5月2日 同集会の報告書作成。

5月8日 国際人権規約衆議院通過

朝日新聞「社説」に「人権規約は今国会で承認を」

掲載される。
5月20日 日本評論社「法学セミナー」で国際人権規約特集される。
6月7日 国際人権規約参議院通過。

各界の言葉

猪俣浩三(アムネスティ・インターナショナル日本支部理事)

私共、アムネスティ・インターナショナル日本支部は、五・六年前の支部総会に於て、難民条約、人権規約を批准するよう政府、各党に要請、一昨年アムネスティ本部の事務総長エナルス氏来日の際、私共は当時の外務大臣宮沢氏にひざづめ交渉をいたしました。やっと安心しました。

若槻哲雄(大阪大学学長)

国際人権規約批准記念大阪府民集会に際し、その御盛会を祝し、今後我が国においてもこの国際人権規約が誠実に遵守されることを心から希望いたします。

景山哲夫(近畿大学学長)

憲法に平和主義と人権尊重を掲げて、基本的理念としていながら、先進国がほとんど批准している国際人権規約に、留保つきとはいえ、承認の運びとなったことは喜ばしい。これで「個人

我が国の国際人権規約批准を目前に控え、その促進のため今日まで闘ってこられた貴府民会議のご努力に対し心より敬意を表します。来る六月十四日の大阪府民集会が本規約の具体化に向っての更に大きな前進の契機となることを念願します。

松原祐善(大谷大学学長)

今般、国際人権規約批准が衆議院にて承認され、人権保障の面で一歩前進をみましたこと、誠によろこぶべきことであります。これを一つの契機として、我々は今後ますます世界人類の平和と基本的人権尊重のための働きかけの積み重ねを怠るべきではないと思えます。

谷本多加子(関西外国語大学学長)

永年に亘り闘って来られた国際人権規約の批准案件が衆議院を通過、参院へ送付されましたことにご同慶に堪えません。このたび開催される批准記念大阪府民集会に掲げられた規約の即時具体化と完全批准要求に対し賛意を表しますと共に、集会在盛會裡に終了するよう祈念します。

本庄一夫(関西医科大学学長)

国際人権規約の批准を記念する集會のご盛會をお祝い申し上げます。一層の前進を確信いたしております。

山本吉威(姫路工業大学学長)

国際人権規約の衆議院通過を心より喜びいたします。

氏木義明(大谷女子大学)

国際人権規約の批准案件の衆議院通過、ますます、よろこんであります。今後、この法を空文化させないことが必要であらうと

は国家に服する」から「国家は個人のためにある」になった。

西川潤(日本平和学会会長)

国際人権規約の批准を機会に、日本であらゆる差別の廃止をすすめ、名実ともに「平和」と「人権」の尊重される国づくりを推進していくことが重要と存じます。私も平和研究者もそのような方向をめざして働いてまいります。府民集会のご成功をお祈りします。

直木孝次郎(大阪市立大学)

基本的人権の尊重は、わが国ではまだ根づいていないとは申せません。この問題の重要性の認識が、日本の社会にゆきわたるよう、ともに努めたいと思えます。

末永隆甫(神戸商科大学学長)

国際人権規約の批准が今国会で実現されようとしていることを心から歓迎します。これを記念する大阪府民集会の成功をお祈りします。

藤田清(四天王寺大学学長)

国際人権規約批准促進大阪府民会議の今日までのご努力に対し心から敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。今後さらに人権保障の大幅な前進のために本集會のご盛況をお祈りします。

山本久二夫(天理大学学長)

国際人権規約が批准されるに至り、まことに悦ばしいことです。これの即時具体化を切望し、集會の成功を祈ります。

水谷幸正(仏教大学学長)

考えますとともに、今回の大阪府民集會のご成功を期待いたします。

飯沼二郎(京都大学)

国際人権規約の批准がほぼ確実になったことを心から喜ぶ。この批准によって、日本は、実質的に民主主義国としての第一歩を踏み出すことになるからである。

横田三郎(大阪市立大学)

国際人権規約が遅ればせながら、終に日本でも批准されることになったことを心から喜びます。最近の暗いニュースの中に一つの明るい光を当てたものといえましょう。これをふまえて、留保条項の撤廃と規約の実質化のために、共に努力したいと思えます。

小林茂(名古屋学院大学)

国際人権規約が留保つきながらも批准の運びに決まったことは、慶賀にたえない。日本もようやく人権尊重の国際動向にそうようになったものである。同和問題の解決も、こうした国際的な見地から取り上げ得ることになったのであり、これを武器として運動を躍進させたい。

金原藤一(日本人権擁護委員会会長)

御盛會を祝し、目的達成を祈念致します。

亀田得治(元参議院議員)

国際人権規約の内容が現実のものとなるためには、「人権のため」が絶え間なくつづけられねばなりません。今後とも協力し努力したいと思います。

上野 勝(弁護士)

今後の内容の充実を図り、反動化を許さない為の継続的取組が必要で、頑張りましょう。

岩 田 直 二(劇演出家)

生きている人間の権利、生活し、主張し、行動する権利を確立するために働らくことは、今もっとも必要なことです。より多くのひとがその必要性を自覚すること、そのための運動をこの機会に更に発展させましょう。

細川 行 信(大谷大学)

この世に生を享けたもの全てが、平等の大地にシッカリと立ち、相互に人権を尊重して生活しうる。その基盤づくりの実践に、自らの分を尽くしていこう。

日 高 六 郎(評論家)

大阪府民集会の成功をいのります。批准をきっかけに、実質的な完全批准、完全実施にむかって、努力すべきだと思います。

杉 浦 明 平(評論家)

すべての権利は闘いによって守られる。油断したらすぐ奪いとられる。そのことを胆に銘記して、批准をよろこびたい。

坂 本 賢 三(哲学者)

おそ過ぎた批准ですが、人権を守るための一歩を画したことを皆様と一緒に喜びたいと思います。今後は絵にかいた餅に終わらないよう、「一人の人権が侵されることは、すべての人の人権が侵されることだ」という理念がすべての人の思想になるよう努力

したい。

阿 部 彦 幸(音楽家)

国際人権規約全面的批准絶対必要、特にB規約の議定書批准絶対必要、一九七八年五月、ニューヨーク国連内応接室で、当時の事務次長の一人、赤谷氏にこの事を強調しましたが、赤谷氏は日本出身で、手答えはありませんでした。

佐 多 稲 子(婦人民主クラブ)

意義深い集会の成功をいのります。

田 畑 忍(憲法学者)

国際人権規約の批准は当然のことであり、慶賀いたします。そして、最も大事なことは、政治的、経済的、社会的に、人権尊重の徹底を実現することであると思います。そのために、がんばりましょう。御盛會を祈ります。

柴 山 恵美子(婦人労働問題研究者)

反動攻勢のつよまるなかで、人間の尊厳、人権の擁護のためのたたかいは、労働権の確立と結びついて、最重要の問題になってきております。こんにち労働基準法改悪にみられるように、婦人への差別も拡大の途をたどっています。心から統一と連帯の意を表します。

大 森 忍(真宗大谷派同和推進本部長)

数年来の願いである国際人権規約を参議院において即刻批准することを要求するとともに、この規約の即時具体化と完全批准を強く求めます。

中 馬 弘 毅(衆議院議員)

平和憲法を護り基本的人権の擁護に努力致します。

田 畑 茂二郎(京都市立大学学長)

「国際人権規約批准記念大阪府民集會」のご成功を祈りこの集會が、人権規約の国内的実施のため、今後大きく前進するための一歩となることを期待しております。

西 順 蔵(一ツ橋大学)

まず国内の部落の人、在日朝鮮人、国家によって告発、裁判された人、この人たちの人権問題から手をつけないと国際人権というの、「画にかいた餅」になるおそれがあると思います。

猿 谷 要(東京女子大学)

遅ればせながら、国際人権規約が国会で批准されたことを心から喜んでいきます。今までは日本では、人権についての意識が残念ながら稀薄でした。これを契機に日本人の関心が高まり、この点からも日本が世界に貢献できるような国になりたいと思います。

中 島 さつき(兵庫医科大学)

念願にあった国際人権規約の批准が実現されようとしている今、まことに御同慶にたえません。医療の場においても公害・薬害・職業病・交通傷害等人権侵害があつたはず人々は悩んでいます。今後ともよろしく願ひいたします。

竹 中 恵美子(大阪市立大学)

今般の国内情勢は、国際人権規約の趣旨に反した、基本的人権たるべき女性の労働権を危うくしつつあります。とくに母性保護の大きな後退をふくむ「労基法研究会」報告にもとづいて、政府が労基法改悪を意図していることは、女性の労働権を危うくする

集 会 記 録

ものとして、きわめて重大です。そうした動きを阻止するためにも、国際人権規約の早期批准を実現し、その具体化のために、皆さんとともに頑張りたいとおもいます。

小 川 喜 一(大阪市立大学)

「国際人権規約」の批准を喜ぶとともに、ご盛會をお祈りいたします。

「国際人権規約批准記念大阪府民集會」は、去る六月一四日午後六時より、一五〇〇名の参加者を経て、中之島中央公会堂に於て開催された。

集會は、藤原恵大阪府人権擁護委員連合会会長の開会あいさつにより始められ、議長に川久保公夫アムネスティー日本支部副理事長、川島靖男電機労連大阪地協事務局次長が選ばれた。

まず、記念集會に先立って、国際人権規約批准促進大阪府民集會の呼びかけ人の一人であった田万清臣、大阪護憲連合会長の御冥福を祈り、一分間の黙悼がさげられた。

主催者を代表して、和島岩吉国際人権規約批准促進大阪府民集會代表(元日弁連会長)よりあいさつがなされた。

続いて、来賓として、大川美雄大臣官房審議官(前外務省国連局長)、岸昌大阪府知事、近藤和夫大阪府助役、岩淵弘市議會議

長会会長（大東市議会議長）、荒木伝社会党大阪府本部副委員長、表原茂雄公明党大阪府本部副部長、木崎良平大阪弁護士会会長、そして、景山哲夫近畿大学学長より、あいさつがなされた。更に本集會にかけつけてこられた、水平社創立者の一人である阪本清一郎氏、そして谷野伊蔵大阪府町村会会長（忠岡町長）、大賀正行部落解放同盟中央執行委員が紹介された。

祝電披露として、マルク・シュライバー前国連人権擁護部長、市川房枝参議院議員（国際人権規約批准連絡会世話人）、磯村英一東洋大学学長、高野雄一東京大学名誉教授、宮崎繁樹明治大学教授、佐々木良作民社党委員長、公明党国民運動本部、アムネスティ・インターナショナル日本支部、谷内照義全国同和教育研究協議会会長、国際人権規約批准促進長野県民会議、田中寿美子参議院議員、井上一成衆議院議員、等、計四七通が紹介され、本集會の基調提案に移った。

基調提案は、村越末男国際人権規約批准大阪府民会議幹事長よりなされ、全体の拍手の中で確認された。

続いて、各界の決意表明が紀井浩大阪総評副議長、片岡馨大阪同盟会長、向井正部部落解放同盟大阪府連書記長、藤田寿国際婦人年大阪連絡会代表、金東勲大阪経済法科大学教授（在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会幹事）の計五名からなされた。

以上の決意表明をうけて、集會決議の提案が、山田孝一国際人権規約批准促進関西大学実行委員会代表よりなされ、満場一致で採択され、寺本知部落解放同盟大阪府連顧問より閉會のあいさつがあり、午後八時、この日の集會を終えた。

なお、この日の集會の様子は、NHK等のテレビニュースで報道された。